

# ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度

～ 本制度にご協力いただける施設を募集しています ～



岐阜県健康福祉部地域福祉課



## 1. 「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」とは

公共施設や商業施設などの駐車場に設置している、障がい者等用駐車場を必要とする人が安心して利用できるよう、県が対象者へ利用証を交付する制度です。利用証の交付対象者は、障がいのある方や難病患者、介護の必要な高齢者、妊産婦など「歩行が困難な方」です。対象駐車場は、本制度の趣旨にご賛同いただいた施設のご協力により、登録いただいています。



※ 全国41府県1市で導入済み(令和4年12月末現在)で、利用証は制度を導入している府県間で相互利用が可能です。





## 2. 利用証の交付対象者

下表の対象要件に該当する方が利用証の交付対象者となります。

対象者区分		対象要件	
身体障がい者	視覚障害	4級以上	
	聴覚障害	聴覚障害	3級以上
		平衡機能障害	5級以上
	肢体不自由	上肢	4級以上
		下肢	6級以上
		体幹	5級以上
	脳原性運動機能障害	上肢機能	4級以上
		移動機能	6級以上
	内部障害	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸の機能障害	4級以上
		肝臓機能障害	4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上	
要介護高齢者等		要介護1以上	
知的障がい者		A1、A2	
精神障がい者		2級以上	
難病患者		特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者	
妊産婦		単胎児(産後1年まで)	
		多胎児(産後1年6ヶ月まで)	
けが人等		医師に歩行困難と診断された者	

### 3. 対象駐車場と利用証の種類

車椅子を常時使用する方が主に使う「車椅子利用者用駐車区画」と、車椅子は使用しないものの歩行が困難である方が主に使う「プラスワン区画」の2種類があります。

名称	車椅子利用者用駐車区画	プラスワン区画
幅員	3.5m 以上	概ね 2.5m 以上 3.5m 未満
対象駐車場の案内表示	 国際シンボルマークが表示された既存の駐車区画を利用	 県から提供するカラーコーン等により表示(※)
利用証の種類	 車椅子を常時使用する方	 車椅子を使用されない歩行困難な方

いずれも利用可能

必要に応じて車椅子利用者用駐車区画も利用可

#### ※プラスワン区画の表示例



## 4. 協力施設の登録手続き

※ 各施設の利用状況に応じて、可能な範囲内で登録してください。

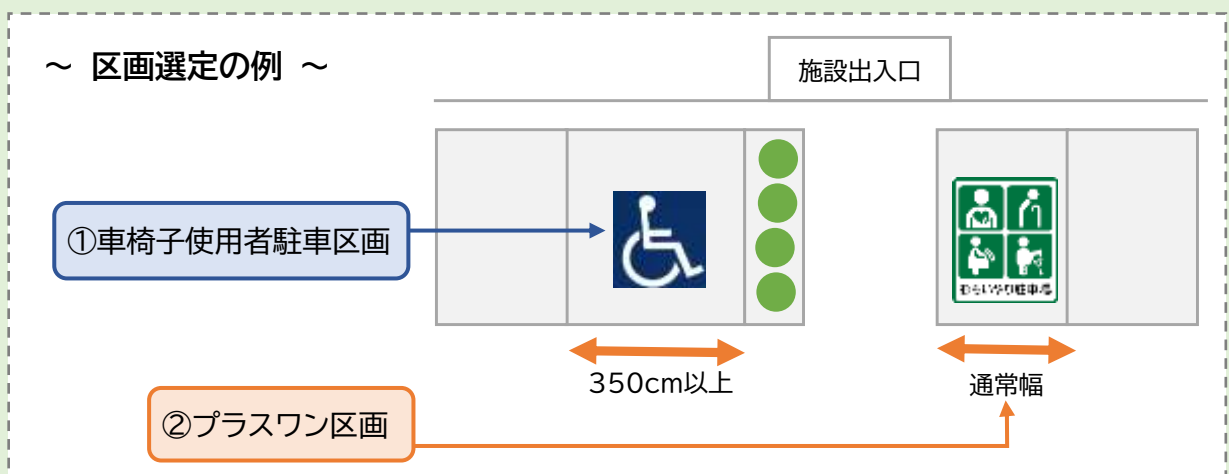
### (1) 協力駐車区画の選定 (①②両方又はいずれか)

#### ① 車椅子使用者駐車区画

既に駐車場を整備済みの場合は、新たに整備し直す必要はありません。既存の車椅子使用者用駐車区画を本制度の対象駐車場として登録してください。

#### ② プラスワン区画

既存の駐車場のうち、建物の出入口に近い位置にある駐車区画をプラスワン区画として登録してください。



※ 屋根付きの区画や後ろのスペースが広い区画の登録もご検討ください。

### (2) 「駐車場登録届出書」の提出

「駐車場登録届出書<sup>(※)</sup>」を、下記窓口までメール、FAX等によりご提出ください。

※ 「駐車場登録届出書」は、県ホームページからダウンロードしていただけます。

### (3) 対象駐車区画の案内表示

プラスワン区画については、県からカラーコーン、コーンカバー、おもりを送付しますので、対象駐車区画に設置してください。

### (4) 県ホームページへの掲載

登録いただいた施設については、県ホームページで紹介させていただきます。



#### 【お問合せ・登録届出窓口】

岐阜県 健康福祉部 地域福祉課 福祉人材係

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

[TEL] 058-272-8261 [FAX] 058-278-2651

[E-mail] c11219@pref.gifu.lg.jp

[HP] <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/21325.html>



ぎふ おもいやり駐車場